

平成24年度

南アルプス市障害者地域自立支援協議会報告書

平成25年3月

南アルプス市障害者地域自立支援協議会

はじめに

この町で普通に暮らしていくためには、様々な条件整備を必要とする人たちがいます。

なんでもないような「当たり前」ということを実現するにも、周りの理解と支えが不可欠なのです。そして、それはすべて同じことではなく、一人ひとりが皆ちがった状況にあり、抱える問題も様々です。

この「個別」の課題をまず掘り下げ、そこから見えてくる事柄を地域全体の課題へとつなげていくのが「自立支援協議会」の大きな役割だと思っています。この基本が理解され、共有できないと、協議会は生きたものにはなりません。

まずは「個別支援会議」を活性化すること、そして課題解決のためにどうあるべきか。「生活のしづらさ」を抱えている人たちの状況変化や、相談支援体制の問題など、議論する中で大切なことが再確認されました。

今年度は、基幹相談支援センターの設置へ向けた具体的な取り組みを進め、市へ提言書を提出しました。まだまだ、虐待防止、権利擁護、地域移行・地域定着など・・・課題は山積しています。

「誰もが安心して暮らせる」地域づくりを目指すためには、より多くの人たちに関わってもらい、官民協働で総合的に支えあうしくみを構築しなければなりません。設置から4年が経過する中で、基本に立ち返りながらも、常に次を目指す協議会であり続けたいと思います。

関係者の方々の熱意と努力に感謝するとともに、それぞれの立場で自立支援協議会に関わっていただき、ともにより良い地域づくりに向かい進んでいけることを願っています。

南アルプス市障害者地域自立支援協議会会長 栗原早苗

目次

I	障害者地域自立支援協議会の活動経過	2 頁
II	障害者相談支援事業の活動経過	5 頁
III	障害者地域自立支援協議会の具体的な取り組み	6 頁
IV	次年度の展開にむけて	10 頁

I 障害者地域自立支援協議会の活動経過

1 組織体制

南アルプス市の自立支援協議会は、平成20年度に設立され、平成21年度から実質的な協議を始めました。「全体会」「定例会」「運営会議」「専門部会」という4つの形態の会議で構成され、市福祉課が事務局を務めています。今年度は新たに事業所の分野別に「連絡会」が始まりました。

「全体会」	各機関・団体の代表者等による意見集約と施策提言の場	(年1～2回)
「定例会」	地域の関係機関の実務者による課題協議や連絡調整の場	(年6回、奇数月)
「運営会議」	コアメンバーによる課題の優先度や協議の方向性確認の場	(年6回、偶数月)
「専門部会」	定例会で協議された課題等に対する具体的な取り組みの場	(随時開催)
「連絡会」	同種のサービスを行う事業所等の連絡調整、課題共有の場	(随時開催)

2 協議会委員名簿

(1) 全体会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

区分	氏名	所属等
医療保健関係者	中澤 和樹	山梨県福祉保健部中北保健福祉事務所峡北支所 次長
民生・児童委員	上野 肇	南アルプス市民生委員・児童委員協議会 会長
当事者の代表及び 保護者又は家族	浅野 伸二	南アルプス市障害者福祉会 会長
	◎※武井 泰仁	中巨摩心身障害児者父母の会 会長
	東條 芳彦	南アルプス市視覚障害者福祉会 会長
	坂本 洋	南アルプス市聴覚障害者協会 副会長
	芦沢 茂夫	支えあう会ピーチ&グレープ 代表
	中込 久美	南ぶすねっと保護者のつどい
	志村希未子	きがる館夢有会代表
	齊藤 綾子	特定非営利活動法人ほほえみの会 理事長
相談支援事業者	平井 隆憲	特定医療法人南山会 きづな 管理者
	◎※栗原 早苗	社会福祉法人さかき会 ぼけっとはうす 管理者
	内藤 正文	社会福祉法人青い樹の会 レーベン 管理者
	塩澤 和代	社会福祉法人深敬園 ともろうなんでも相談室 管理者
	小田川康久	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ 管理者
社会福祉協議会の職員	古屋美智子	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長
市教育委員会の職員	五味 久	南アルプス市教育委員会
市地域包括支援センターの職員	小林 千江	南アルプス市地域包括支援センター長
ほか、市長が必要と認める者	原 まゆみ	山梨県立わかば支援学校 校長
	※出口 幸英	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー
(施策推進協議会委員)	小林 敏徳	南アルプス市議会厚生常任委員会 委員長
	中村 智子	サークルきぼうの会 代表
	齊川 敦子	障害児(者)地域療育等支援事業中北圏域南アルプス地域コーディネーター
	弘田 恭子	精神障害者地域移行支援特別対策事業地域体制整備コーディネーター

(2) 定例会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

区分	氏名	所属等
指定相談支援事業者	◎※和泉 和仁	特定医療法人南山会 きづな
	※鴨作 光昭	社会福祉法人さかき会 ぼけっとはうす

	◎※小林小百合	社会福祉法人青い樹の会 レーベン
	※田中 正志	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ
指定障害福祉サービス事業者	横内 幹	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー
	松田 敬人	社会福祉法人青い樹の会 ワークハウスみどりの家
	藤原 啓	社会福祉法人深敬園 ともろうらんど
	水地 一城	社会福祉法人蒼溪会 ケール
	東條 賢治	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会訪問介護課
	望月 磨澄	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 県立梨の実寮
医療・保健関係者	弘田 恭子	精神障害者地域移行支援特別対策事業地域体制整備コーディネーター
	中村 穰	特定医療法人南山会 峡西病院
教育関係者	清水 一朗	山梨県立わかば支援学校
就労支援関係者	秋山 由美	障害者就業・生活支援センター陽だまり
権利擁護関係者	秋山 靖	南アルプス市社会福祉協議会地域福祉課
地域包括支援センターの職員	長谷部裕子	南アルプス市地域包括支援センター
行政関係機関の職員	齊川 敦子	障害児(者)地域療育等支援事業中北圏城南アルプス地域コーディネーター
ほか、会長が必要と認める者	芦沢 茂夫	元当事者・保護者ネットワークしかけ部会長
オブザーバー	※出口 幸英	山梨県相談支援体制整備事業中北圏域マネージャー

3 開催状況と内容

平成24年度は、全体会を2回、定例会を6回、運営会議を6回開催したほか、2つの専門部会が活動しました。また、新たに事業所連絡会が立ち上がり3つの連絡会が始まりました。

(1) 全体会

	日 程	内 容
第1回	5月18日	○委員の委嘱、当年度の市障害福祉施策、障害福祉計画進行管理 ○前年度自立支援協議会報告書、相談支援体制
第2回	12月26日	○基幹相談支援センターPT報告書に基づく市への提言

(2) 定例会

	日 程	内 容
第1回	5月18日	○相談支援・専門部会の報告、自立支援協議会・計画相談の説明 ○事例から見える課題の協議、情報提供（福祉総合相談課ほか）
第2回	7月20日	○地域の福祉課題の協議（事例から見える地域課題への視点） ○相談支援・専門部会の報告、情報共有（研修会案内ほか）
第3回	9月21日	○地域の福祉課題の協議（農地の管理）、相談支援体制 ○相談支援・専門部会の報告、情報共有（研修会案内ほか）
第4回	11月16日	○地域の福祉課題の協議（就労支援）、相談支援PT提言書 ○相談支援・専門部会の報告、情報共有（研修会案内ほか）
第5回	1月18日	○地域の福祉課題の協議（1人暮らし）、相談支援体制 ○相談支援・専門部会の報告、情報共有（研修会案内ほか）
第6回	3月15日	○地域の福祉課題の協議（精神障害の理解）、1年の振り返り ○相談支援・専門部会の報告、情報共有（研修会案内ほか）

(3) 運営会議

	日 程	内 容
第1回	5月11日	○当年度の自立支援協議会の活動、相談支援体制
第2回	7月9日	○視察研修の振り返り、定例会・専門部会のあり方
第3回	9月11日	○次回定例会の議題、相談支援事業の方向性
第4回	11月5日	○基幹相談支援センターの検討状況、次回定例会の議題
第5回	1月7日	○基幹相談支援センターの検討状況、次回定例会の議題
第6回	3月4日	○基幹相談支援センター経過、協議会のあり方、次回定例会の議題

(4) 専門部会

① 相談支援部会

	日 程	内 容
第1回	4月17日	○当年度の活動の確認、事例検討
第2回	5月9日	○スーパーバイザー講義、事例を踏まえたディスカッション
第3回	6月5日	○今後の学習内容の協議、事例検討
第4回	7月26日	○スーパーバイザー講義（面接技法ほか）、事例検討
第5回	8月30日	○事例検討、基幹相談支援センターPTの進捗報告
第6回	9月27日	○スーパーバイザー講義（ストレスについて）、事例検討
第7回	10月25日	○基幹相談支援センター検討、事例検討
第8回	11月22日	○スーパーバイザー講義（アルコール依存者の関わり）、事例検討
第9回	12月27日	○スーパービジョンの理解、事例検討の進め方、事例検討
第10回	1月24日	○事例検討と地域課題の抽出、KCN研修関係
第11回	2月28日	○スーパーバイザー講義（グループワーク基礎）、KCN研修関係
第12回	3月28日	○当年度の活動の振り返り、次年度に向けて

② 障害者虐待防止法準備部会

第1回	6月5日	○部会の目的・活動目標の確認、厚労省対応マニュアルの確認
第2回	6月25日	○各作業項目の具体的な方針、作業スケジュールと分担
第3回	7月12日	○各項目の進捗の共有と協議（チラシ・広報原稿ほか）
第4回	7月30日	○各項目の進捗の共有と協議（居室の確保、セミナー日程ほか）
第5回	8月23日	○各項目の進捗の共有と協議（要綱案、セミナーほか）
第6回	9月25日	○各項目の進捗の共有（セミナー実施体制ほか）、部会のまとめ

(5) 連絡会

① 計画相談支援連絡会

7月31日	8月21日	9月6日	9月20日	10月18日	11月1日
11月15日	12月6日	12月20日	1月17日	2月7日	3月7日
3月28日					

② 居宅介護事業所連絡会

10月23日	11月20日	12月18日	1月15日	2月19日	3月19日
--------	--------	--------	-------	-------	-------

③ 福祉就労サービス事業所連絡会

12月11日	1月15日	2月19日	3月19日
--------	-------	-------	-------

II 障害者相談支援事業の活動経過

1 相談支援事業についての考え方

障害者自立支援法の一部改正により、福祉サービス利用者へのケアマネジメントを行ういわゆる「計画相談支援」が平成24年4月から始まりました。また、同法に明記された「基幹相談支援センター」の設置が県内外の各地で具体化しています。同じく平成24年4月には、南アルプス市が福祉総合相談課を設置し、生活困窮や虐待など様々な課題を抱える相談が、地域から寄せられるようになりました。こうした中、障害者相談支援事業の役割が改めて問われています。民間委託による本市の相談支援事業は、市内に暮らす人の障害にまつわるあらゆる相談の窓口として、計画相談の動きや、市の福祉総合相談体制とリンクする中で、1年間経過してきました。これまで関わることの少なかった、障害者手帳や福祉サービスの対象となる前の段階で地域の中での「生活のしづらさ」に直面している事例への支援も増える中、そのような人たちへの見立てや支援を行うべき相談支援専門員のスキルアップの必要性や、相談事例が委託相談支援にタイムリーにつながりづらい現行の体制への課題も意識されるようになりました。

今年度、自立支援協議会から市へ提言した基幹相談支援センターの設置は、そうした変化に対応しつつ、障害者相談支援体制を充実・強化するための重要な方策です。地域の障害者相談支援の中核を担う基幹相談支援センターは、総合的・専門的な相談支援、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着という4つの業務を行うものとされています。一方、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるために、福祉、保健、医療等の公的なサービスとインフォーマルな支援とが、身近な地域の中で切れ目なく提供されることを目指す「地域包括ケアシステム」の構築が、市の福祉総合相談体制の大きな目標となっています。両者は互いに重なり合い、一体的に進めていくべき取り組みであり、今後設置されるセンターが、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりの中心的存在として、人材育成や関係機関との連携強化など、必要な様々な取り組みを発信することが期待されます。その取り組みを見守り、検証していく自立支援協議会の役割も一層重要となります。次年度に向けて、官民協働によるこれまでの歩みの輪をさらに広げながら、行政と民間のあらゆる関係機関が、ともに支え、推進していくことが求められています。

2 今年度の活動とその特徴

(1) 実施体制について

平成24年度は、前年度と同様、きづな（特定医療法人南山会）、ぼけっとうす（社会福祉法人さかき会）、レーベン（社会福祉法人青い樹の会）の3事業所への委託により、常勤・専従の相談支援専門員各1名が配置され、南アルプス市の障害者相談支援を担ってきました。

(2) 活動状況について

委託事業所3箇所は、計画相談支援への後方支援や、福祉総合相談課との連携など、新たな課題にも直面する一方、基幹相談支援センターの構想を意識し、後述するプロジェクト・チームの活動や視察研修のほか、3事業所間の定期的なミーティング、当番制により市福祉課に常駐する試みを行い、ケース共有やタイムリーな対応の検証、チーム意識の醸成を図ってきました。また、自立支援協議会定例会の企画・運営も、委託の相談支援専門員が中心となって進める形へと移行、定着してきました。相談支援部会等における事例検討の重要性を強く意識し始めた一方、自立支援協議会の最小単位である「個別支援会議」の活性化という根本的な課題も見えてきました。

Ⅲ 障害者地域自立支援協議会の具体的な取り組み

1 定例会の取り組み（地域の福祉課題の協議）

地域の福祉課題を協議し、専門部会などの具体的な取り組みにつなげ、社会資源の開発や改善を図っていくことは、自立支援協議会に欠かせない主要な機能であり、それを協議する場が、実務者による定例会です。これまでも、多くの地域課題を抽出し、取り組みに繋げてきました。

前年度末以降「自分からは遠いものと感じた」「意見が言えなかった」等の委員の意見を受けて行われた「自立支援協議会をみんなのものにするためのプロジェクト・チーム」の議論を踏まえ、委員が自分事として参加・発言しやすい定例会となるよう、グループ分けをして課題の共有・協議を重ねました。右の図は、7月の第2回運営会議で作成されたもので、「事例検討や個別支援会議の中で解決できないことを地域課題として取り上げる」という流れが再確認されました。この流れの中で、定例会は課題を「整理する」場と位置づけ、相談支援部会や計画相談支援連絡会では地域の解決困難事例を話し合い、地域課題の抽出に力を注いできました。

今年度、定例会で協議された地域課題は次のとおりです。

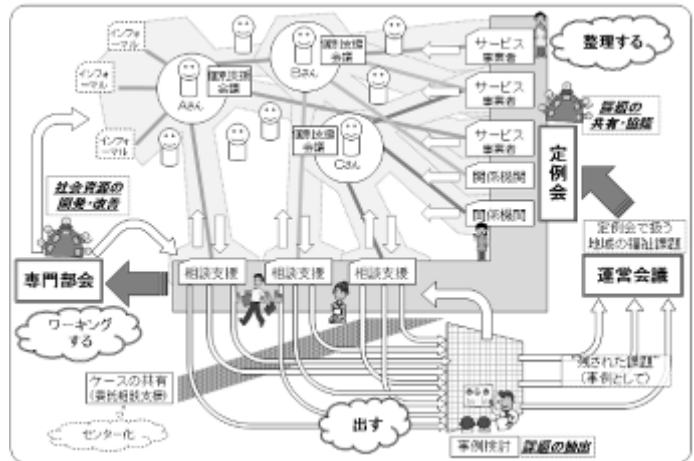


図1 地域の“解決困難事例”から展開する自立支援協議会

テーマ	現状の認識・課題・今後必要な対応
障害者が自分だけでは耕作出来ない農地管理について	農地を管理していた家族や支援者がいなくなり、障害者1人では管理できない。農地を貸す制度はあるが、借り手が見つかる農地は限られる。福祉施設の活動と連携した取り組みなど既存の制度以外の対策が必要。
土日・祝日などに安心して過ごせる場所がない	公共施設や集客施設などで、障害者本人・家族が利用しようとしても、障害特性から提供側との間でトラブルになることがある。障害特性を理解する働きかけ、提供者側が対応に困った時の相談先を周知することが必要。
この地域における就労支援のあり方について	障害者手帳を取得していない方、一般就労と福祉的就労の間に位置している障害者への就労支援。就労に必要な対人スキル・社会生活スキルを習得できる場所がない。市内の福祉就労サービス事業所を中心とした連絡会を立ち上げ、これらの課題に対して話し合うことが必要。
障害を持つ人の地域での1人暮らしをどう支えていくのか	本人を支援していた家族が入院し1人暮らしとなる。障害福祉サービスを導入するが、支援が入っていない時に体調面などの緊急対応が必要になった場合、タイムリーな対応が出来ない。地域の支援者を増やしていくことなどの取り組みを通し相談支援専門員や一事業所が抱え込まない体制を整えていくことが必要。
精神障害の障害特性が分からない	障害者自立支援法になって、精神障害者が利用できる福祉サービスは増えた。一方、今まで精神障害者に関わったことがない事業者・支援者がサービスを提供しており、これらの事業所から精神障害者の受入に対して不安の声が聴かれる。精神障害の特性等について理解を深める取り組みが必要。

今年度の定例会には、必要に応じて委員以外の情報提供者にも参加依頼し、制度等の情報提供を受けるなど、課題の整理・共有化をさらに深める工夫をしました。しかし、課題の抽出、共有化までは少しずつ形になってきたものの、課題解決に向けた取り組み（専門部会への発展等）に関しては十分であるといえず、協議のあり方はさらに検討が必要です。

この他、基幹相談支援センターに関するプロジェクト・チーム報告書への意見を募るなど、地域の支援体制全般を考える定例会の役割を意識した協議事項も取り上げられました。

2 専門部会による取り組み

専門部会は、定例会で挙げられた地域の福祉課題等を踏まえて、個別に具体的な取り組みが必要な事項について、別途、必要な関係者が集まって協議や作業を行う場です。「協議された課題がその先どうなるのか？」という問いに対する答え（自立支援協議会の“成果”）を、できるところから見出していくための場です。活動が漫然としたものにならないよう、南アルプス市の自立支援協議会では、専門部会のスタイルとして、①目的やゴールの明確化（テーマに特化した協議を行う）、②目標達成したら一旦解散（形骸化を防止、Scrap & Build）、③具体的な取り組みと連動（成果の共有・発信を意識）、④重点課題の掘り下げ（定例会の課題抽出との連動）、⑤その都度の柔軟なメンバー構成（当事者・保護者も第一線に！）という5つを意識して展開しています。

（1）相談支援部会

相談支援部会は、市内の相談支援事業所を中心に、相談支援の質の担保と体制整備を主なテーマとして、継続的に活動しています。今年度は、①基幹相談支援センターの検討を行うプロジェクトと、②事例検討を通じた相談支援専門員スキルアップを大きな柱として取り組みました。

基幹相談支援センタープロジェクト・チーム（PT）は、本市で実現可能なセンターの形態や役割について、部会での検討のほか、委託相談支援と行政を中心とする協議を5月から始め、6月には三重県伊賀市と愛知県半田市への先進地視察、委託相談支援事業所の管理者との話し合い、定例会での意見聴取等を経て、提言書をまとめました。12月の第2回全体会にて市への提言とする旨が了承され、次年度早期の開設に向けた市の動きにつなげることができました。

事例検討では、前述の視察で得られた地域課題の抽出やストレングス（強み）に着目する視点を踏まえ、また、事例提出者の意欲が高まるような雰囲気づくり、板書等の手法を意識しつつ、具体的な支援計画につなげる方法を学びました。また、隔月でスーパーバイザーの今村氏による講義を受け、個別支援の視点や面接技法等を学びました。3月には「本人中心の相談支援スキルを身につける」というテーマで相談支援スキルアップ研修会を開催し、かながわ障がいケアマネジメントネットワーク（KCIN）より講師を招いて、アセスメントの重要性、ケア会議の意義等の理解を深めました。次年度に向けても、事例検討を中心に、スーパービジョンを受けたり、参加の枠を広げたりしながら、地域の相談支援専門員のスキルアップの場として活動していきたいと思えます。



図2 スーパーバイザーによる講義の様子

（2）障害者虐待防止法準備部会

平成24年10月、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。これに伴い、通報等の受理を行う市の庁内の体制整備や、当事者や保護者、市民などあらゆる関係者への普及啓発の方策を話し合うため、市の担当職員と委託相談支援事業所からなる専門部会に位置づけて活動しました。①体制整備については、法に基づく市町村障害者虐待防止センターの機能を果たすべき福祉課、福祉総合相談課の役割分担等を整理し、「市障害者虐待防止対策推進要綱」制定の素案を作成しました。また、虐待を受けた障害者の保護を図るための方策についても検討しました。②普及啓発については、「障害者虐待防止対策支援事業」の国庫補助事業として作成するチラシとポスターの原稿や、施行後に各方面に向けて行なう普及啓発セミナー（障害者虐待防止セミナー）の内容とスケジュールの見通しを立て、約3か月の活動を終わりました。



図3 障害者虐待防止法の普及啓発用チラシ

3 事業所連絡会

事業所連絡会は、定例会で協議された地域課題を踏まえ、今年度から新たに始まった取り組みです。市内の同じサービス種別毎の事業所間の連絡調整や事例検討等により横の連携を深め、支援困難な事例等を抱え込まずに課題を発信することや、人材育成にもつなげることを目的としています。今後、定例会と連絡会のパイプを意識することで、地域課題の抽出や情報共有といった場面により多くの人が参画し、自立支援協議会の機能を下支えしていくことが期待されます。

(1) 計画相談支援連絡会

障害者自立支援法の改正により、従来の指定相談支援（サービス利用計画作成費）の新たな枠組みとして平成24年4月から始まった計画相談支援・障害児相談支援（通称：計画相談）の円滑な提供を進めるため、市内の指定相談支援事業所を中心としたネットワーク作りやスキルアップを目的とした連絡会です。

7月より始まった連絡会では、月2回（夜間）のペースで、計画相談を担う相談支援専門員と、委託相談支援、福祉課、圏域マネージャーを基本メンバーとし、新規ケースの調整と個別のケース検討を主な内容としています。ケース検討では、自由な意見交換や助言をしながら、相談支援専門員が抱え込まず、課題を共有していくことに繋がっています。今後の取り組みとしては、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）への対応検討や、ケース検討を通じた定例会への課題提起等が挙げられます。



図4 計画相談支援連絡会の様子

(2) 居宅介護事業所連絡会

居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）のサービスを行なう事業所を中心として、事業所間の連携・情報交換・障害の理解を深める学習等を目的に10月から立ち上げた連絡会です。今年度は、月1回の頻度で連絡会を開催し、4月から始まった計画相談支援の制度理解や、地域の相談支援事業所との連携強化を目的とした合同連絡会の開催、対応に悩んでいる事例をもとにした事例検討を行いました。事例検討により、支援内容の見直しや、今後の支援方針の決定が図られたほか、事業所側から「精神疾患の理解を深めたい」との意見が出たのを受けて「精神疾患の学習会」も行ないました。既存のサービスで対応できないことなどは、今後、地域課題として自立支援協議会に提出していきたいと思えます。

(3) 福祉就労サービス事業所連絡会

11月の第4回定例会にて「就労支援の今後のあり方」が議題となり、市内における就労支援の状況を検証する話し合いが行なわれました。過去の一時期には「就労支援ネットワーク」の活動があったものの、現時点では、市内の就労支援に関わる福祉サービス事業所の連携を再構築し、福祉就労の立場からできる就労支援の役割を検討する必要があるとの議論に至り、12月から連絡会が立ち上げられました。

市内では、作業や日中活動等、ある程度ニーズが明確な人への支援機関は整う一方、一般就労に向けた事業所の取り組みには温度差があり、福祉就労を主体とする事業所側の「就労支援の専門機関」としての意識向上が課題です。これにより、「福祉サービスの利用条件に該当する方」を主体とする就労支援から、「手帳を持たない人や、家に引きこもりがちで自力では就職活動が困難な方への支援」という本来の地域課題の解決へとつなげていく必要があります。相談機関や、見立てを行い就労支援機関につなぐことができる社会資源の開発、圏域の障害者就業・生活支援センターとの連携、セミナー開催等に、次年度以降、連絡会が主体となり取り組みたいと思えます。



図5 福祉就労サービス事業所連絡会の様子

4 その他の取り組み

(1) 障害者虐待防止セミナー

障害者虐待防止法の施行に伴う普及啓発事業として市が実施した、半年間で8回にわたるセミナーです。その多くについて自立支援協議会との共催の形がとられました。今回の法律では、養護者と障害者福祉施設等従事者、使用者による障害者虐待について、通報・届出に基づく行政の対応等が定められました。セミナーでは、各分野の第一線で活躍する専門家の方々を講師に招き、市民やあらゆる人に通報義務があることの周知とともに、障害者虐待を生まない、障害のあるなしに関わらず誰もが安心して暮らせる「共生のまちづくり」にむけた講義や演習が行なわれました。

開催日	内容	講師	参加者
10月 4日	行政職員研修会	玉井邦夫氏（大正大学人間学部教授） 藤森雅恵氏（県中央児童相談所 児童虐待対策幹）	46名
11月 6日	保護者等学習会	玉井邦夫氏（大正大学人間学部教授）	68名
12月 1日	施設従事者等研修会	市川和彦氏（会津大学短期大学部教授）	74名
1月19日	当事者学習会（ワークショップ）	障がい当事者会みのあか	15名
1月31日 2月 7日	成年後見・権利擁護学習会 （成年後見市民講座）	ばあとなあ山梨、リーガルサポート山梨、市社会福祉協議会、相談支援専門員、介護支援専門員 他	32名
2月 1日	経営者・事業主研修会	坂本光司氏（法政大学大学院教授）	124名
3月 5日	行政職員研修会Ⅱ	高戸宣人氏（前・県中央児童相談所長 臨床心理士） 宮沢秀一氏（社・山梨県社会福祉士会 会長）	38名
3月16日	市民講演会	野澤和弘氏（毎日新聞論説委員）	198名

ほぼすべてのセミナーで、障害の理解、障害特性に応じた適切な関わりや配慮の必要性が唱えられました。それらは、今年度の自立支援協議会でも度々課題として取り上げられる課題です。当事者が声を出せるためのエンパワメント、日々その暮らしに寄り添う家族の苦労、困難事例にも日々懸命に支援する施設の従事者など、あらゆる人たちに、繰り返し、虐待防止や権利擁護について啓発することは、自立支援協議会にとっても大切な取り組みといえます。今年度のセミナーをきっかけに、次の展開へとつなげていきたいと思えます。



図6 障害者虐待防止セミナー(市民講演会)

(2) モデル市町村支援体制サポート強化事業

発達障害者支援に関する県事業で、乳幼児期・学齢期・成人期と続く「ライフステージを通じた一貫した支援体制」を担うべき市町村の体制の底上げを図るものです。

関係者44名からなる年4回の支援関係機関連絡調整会議では、引き続き「ともに支援体制を担う関係づくり」「地域の発信力・推進力としての場づくり」を目指すとともに、個々の取り組みを着実に前に進めるためのグループワークを行いました。また、事例検討を行い、地域の相談支援事業所が関わる思春期以降のケースから「問題が顕在化した時にその背景をどれだけ深めるかがその後を左右する」「本人の自己認知、周囲にヘルプを求められるスキル、情報連携の質」など、各ライフステージの支援の課題を改めて確認しました。スキルアップ研修会では、保育現場での早期発見・早期支援のためのツール「チェックリスト・イン・三重（CLM）」を保育・教育関係者が学び、その後、市内保育所での活用研修や実践報告会につなげていきました。

今年度は3か年の最終年度であり、事業終了後を見据えた議論を行う中で、市としてこの取り組みを継続することが確認されました。発達障害をはじめとする障害や多様な特性をもつ人たちが、ライフステージを通じた途切れのない支援のもと、地域で安心して暮らせるよう、今後は基幹相談支援センター機能強化事業に位置づけ、引き続き、支援関係機関の連携を図っていく予定です。

IV 次年度の展開にむけて

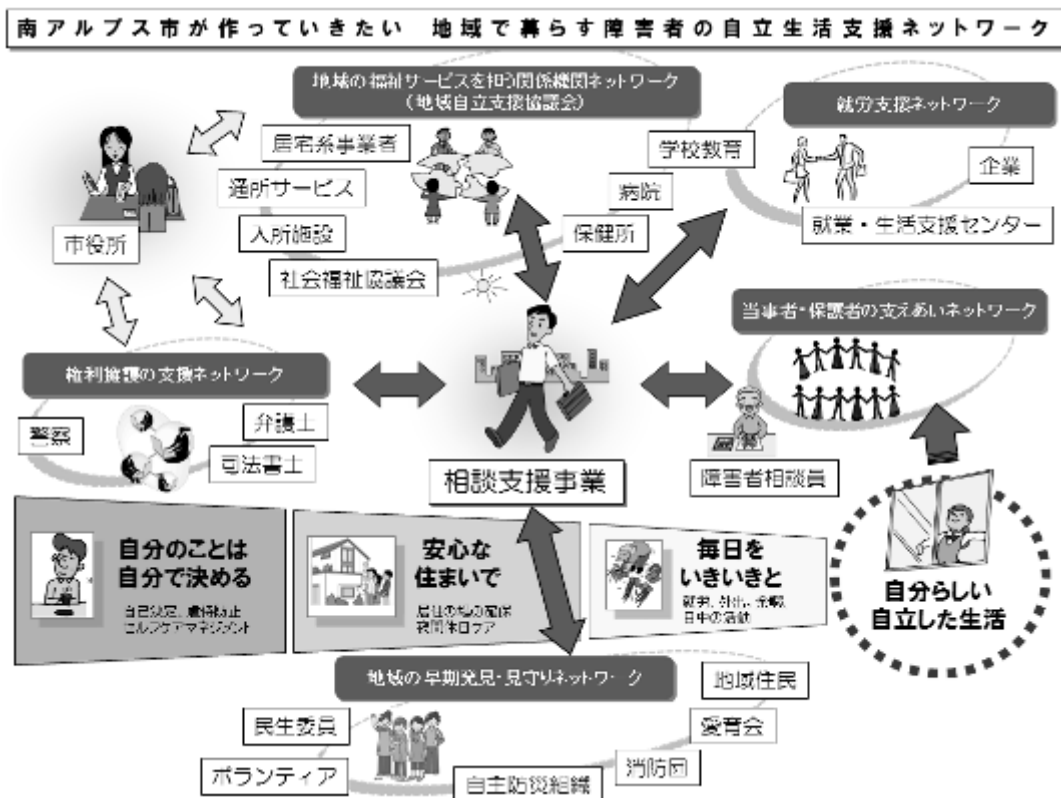
1 障害者地域自立支援協議会の実施体制

平成25年度も引き続き、全体会と定例会、運営会議を定期的に開催し、必要に応じて専門部会を設置するという基本的な体制を継続します。また、各分野の連携や情報共有、課題発信の場となる事業所連絡会の機能も注目されます。

定例会については、協議がよりリアルなものとなるよう、定例会委員に限らずより広く関係者の協働を積み重ね、個別支援会議や事例検討を重ねるとともに、事業所連絡会からも課題が出てくるようなしくみを作れるよう取り組みます。フォーマル、インフォーマルの資源活用を含め、個別支援におけるサービス活用を見直す中で、個別の支援の過程で解決困難な問題を、地域課題と位置づけて抽出する意識の浸透を図ります。こうした中から、より少人数で課題を協議し、具体的な取り組みを行なう専門部会への進展を目指します。全体会については、意見集約と施策提言の機能を発揮できるよう、効果的な運営を目指します。

2 障害者相談支援事業の展望と課題

今年度、そしてこれまでの活動を踏まえ、自立支援協議会として市への提言を行なった基幹相談支援センターの設置が、次年度早期に実現の見通しとなりました。地域の相談支援体制の強化を担う中核的な機関、そして中立・公平でわかりやすい相談機関としての役割を果たすべく、これまで3つの事業所で活動していた委託相談支援が、一箇所の拠点に集結します。センターは、本市の地域福祉の一翼を担う機関として、行政や地域の支援関係者、住民まで、あらゆる場面で障害者の暮らしやそこにある「生きづらさ」に関わり、寄り添い、地域課題から自立支援協議会の活性化につながるなど、その活動を確立していく必要があります。そこを取りまく地域の関係者もまた、センターを支えるネットワークの一員として、一步一步ともに前進していくことが求められています。



3 障害者地域自立支援協議会において取り組む重点課題

(1) 個別支援会議の活性化

今年度の協議会の取り組みは、前年度末からの「自立支援協議会をみんなのものにするためのプロジェクト・チーム」に始まり、自立支援協議会の役割を関係者が理解し、主体的な参画を広げるための試行錯誤という側面がありました。しかし、地域課題を掘り起こす過程となる相談支援の活動の中では、自立支援協議会の最小単位となる個別支援会議の開催が少ない現状があります。

ある人の生活を支え、権利擁護を図る過程で、地域の支援者等が一人ひとりのケースの課題を共有し、解決策に向けて協働する中でこそ、この地域における「解決困難」とは何か？地域課題とは何か？が見出されるのであり、その過程を共有してこそ、事例検討の場や、自立支援協議会の場でもリアルな議論が展開できるものと考えられます。

次年度においては、相談支援の取り組みとして、個別支援会議をキーワードとします。その意義を関係者がともに再確認し、より日常的に、当たり前にかかれるためには何が必要なのかを検討します。個別のケースを通じた協働を積み重ねることから、事例検討や自立支援協議会の活性化を目指します。

(2) 精神障害に関する取り組み

精神障害者へのサービス提供を行う障害福祉サービス事業所から「精神障害の障害特性がわからない」等の声があり、今年度の定例会の地域課題としても協議されました。しかし、精神障害を抱えるご本人や家族が「地域でその人らしく生活を送る」ためには、これら障害福祉サービス事業所が精神障害の理解を深めるだけでなく、当事者活動や家族教室、精神科病院から退院してくる方の受け入れも含めた体制整備を考える必要があります。当事者をはじめとした関係者により、精神障害に関する専門部会を立ち上げ、地域づくりに取り組みます。

(3) 虐待防止・権利擁護に関する取り組み

障害者虐待防止法の施行、成年後見制度利用支援事業の必須事業化など、国レベルでも障害者の虐待防止・権利擁護の流れが強化される中、南アルプス市でも今年度、障害者虐待防止セミナーの展開を通じた各方面への投げかけを行なってきました。とりわけ当事者のワークショップや、施設従事者の人たちから聞かれた切実な生の声に対して、引き続き様々な形で応えていくことは、虐待を生まない地域づくりに向けて非常に重要です。基幹相談支援センターの機能の一つにも位置づけられる虐待防止・権利擁護に関する取り組みを、地域の関係者が集い協働する自立支援協議会という枠組みを活かしながら、次年度も着実に進めます。

(4) 市第3次障害者計画及び地域福祉計画の策定に向けて

障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「第3次障害者計画」と、その上位計画として市の保健福祉施策の総合的な計画となる「第3次地域福祉計画」が、南アルプス市では平成27年度からの5か年を計画期間とし、今後、平成25～26年度の2か年をかけて策定されます。

障害者計画は、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの見込量等を定める「障害福祉計画」の範囲を含め、バリアフリー、教育、雇用など障害のある人のためのまちづくり全般に関わる基本計画です。その策定過程における施策の提言や、当事者・保護者からの意見聴取などの場面では、自立支援協議会の機能との積極的な連携が図られ、リアルな地域課題に基づく「わがまちの計画」が作られるよう、十分に注視し、参画していく必要があります。